

診療報酬請求書・明細書の編綴方法(国保連合会提出分)

特別療養費

資格証明書の提示のあった患者からは、費用の全額を徴収いただき、レセプトは特別療養費として提出していただきます。

※請求書は必要ありません。

※特別療養費分は、総括表に記載するレセプト件数には含めないでください。

※レセプト上部に赤で「特別療養費」とご記入ください。

後期請求書
(他府県分)

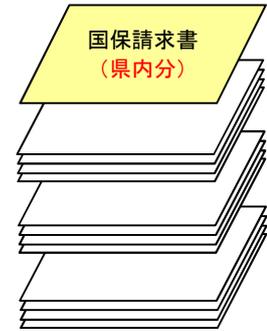
後期請求書
(長崎県分)

後 期	一般・低所得 (8割給付・ 9割給付)	入院	一般	公費との併用分	月遅れ・返戻再請求 当月分
				保険 単独分	月遅れ・返戻再請求 当月分
		低所得	一般	公費との併用分	月遅れ・返戻再請求 当月分
				保険 単独分	月遅れ・返戻再請求 当月分
	7割給付	入院	一般	公費との併用分	月遅れ・返戻再請求 当月分
				保険 単独分	月遅れ・返戻再請求 当月分
		入院外	一般	公費との併用分	月遅れ・返戻再請求 当月分
				保険 単独分	月遅れ・返戻再請求 当月分

後期高齢者広域連合分については、保険者ごとではなく、**県ごと**に綴って下さい。

なお、**県内保険者のレセプトであっても、県外公費併用レセプトについては、県外分扱いとなりますので、分冊して下さい。**

診療報酬請求書・明細書の編綴方法(国保連合会提出分)



国 保	70歳以上 (8割給付)	入院	一般	公費との併用分	月遅れ・返戻再請求 当月分
				保険単独分	月遅れ・返戻再請求 当月分
		低所得	公費との併用分	月遅れ・返戻再請求 当月分	
			保険単独分	月遅れ・返戻再請求 当月分	
	入院外	一般	公費との併用分	月遅れ・返戻再請求 当月分	
			保険単独分	月遅れ・返戻再請求 当月分	
		低所得	公費との併用分	月遅れ・返戻再請求 当月分	
			保険単独分	月遅れ・返戻再請求 当月分	
	70歳以上 (7割給付)	入院	公費との併用分	月遅れ・返戻再請求 当月分	
			保険単独分	月遅れ・返戻再請求 当月分	
		入院外	公費との併用分	月遅れ・返戻再請求 当月分	
			保険単独分	月遅れ・返戻再請求 当月分	
7歳以上 70歳未満 (7割給付)	入院	一般	公費との併用分	月遅れ・返戻再請求 当月分	
			保険単独分	月遅れ・返戻再請求 当月分	
		低所得	公費との併用分	月遅れ・返戻再請求 当月分	
			保険単独分	月遅れ・返戻再請求 当月分	
	入院外	一般	公費との併用分	月遅れ・返戻再請求 当月分	
			保険単独分	月遅れ・返戻再請求 当月分	
		低所得	公費との併用分	月遅れ・返戻再請求 当月分	
			保険単独分	月遅れ・返戻再請求 当月分	
6歳未満 (8割給付)	入院	公費との併用分	月遅れ・返戻再請求 当月分		
		保険単独分	月遅れ・返戻再請求 当月分		
	入院外	公費との併用分	月遅れ・返戻再請求 当月分		
		保険単独分	月遅れ・返戻再請求 当月分		

国保分については、**保険者ごと**に綴って下さい。
 なお、**県内保険者のレセプト**であっても、**県外公費併用レセプト**については、**県外分扱い**となりますので、分冊して下さい。